

第6回 小金井市都市計画マスタープラン策定委員会会議録

(全文記録)

日 時 令和3年6月20日(日)

場 所 Web開催(本町暫定庁舎第1会議室)

出席委員 13名

委員長 野澤 康 委員

副委員長 高見 公雄 委員

委員 市古 太郎 委員

高橋 金一 委員

中里 成子 委員

平尾 あき子 委員

水庭 千鶴子 委員

若藤 実 委員

清水 正 委員

谷 滋 委員

永田 尚人 委員

三笠 俊彦 委員

山本 俊明 委員

欠席委員 1名

事務局職員

都市計画課長 田部井 一 嘉

都市計画課専任主査 佐藤 知 一

都市計画課係長 片上 昌 芳

都市計画課主事 川本 滋 裕

傍聴者 3名

1. 開会

【田部井都市計画課長】 皆様、おはようございます。事務局を務めております、都市計画課長の田部井でございます。定刻となりましたので、ただいまから第6回小金井市都市計画マスタープラン策定委員会を開会いたします。

本日は、緊急事態宣言が発出されている中、Web開催にご協力いただきましてありがとうございます。

Web開催の対応ができない方については、市役所にお集まりいただいておりますので、最大限の対策を講じたうえで委員会を運営させていただきます。

また、初めてのWeb開催であるため、至らない点があるかと思いますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

本日は委員14名中13名のご出席をいただいておりますので、委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員会の定足数を満たしておりますことをまず報告をさせていただきます。

なお、雨宮委員につきましては、本日はご欠席とのご連絡をいただいております。

委員会開始に当たりまして、何点か説明させていただきます。

初めに、本日のWeb会議の進行についてでございます。これまでと同様、委員長に進行をしていただきます。

ご発言の際には接続テストの際にもお伝えさせていただいておりますが、画面上での挙手をお願いいたします。インターネット環境によっては、お顔が見えなくなってしまうこともありますので、その際には、挙手ボタンにて挙手をお願いいたします。その際には、事務局で指名の補助をさせていただきます。

次に会議映像の取り扱いです。会議映像も含めて、傍聴者が会議を撮影することは原則禁止でございます。また、会議のインターネット中継やYouTubeなどの動画共有サイトへの保存等も禁止しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、傍聴についてです。新型コロナウイルス感染症対策として本日は、別室の本町暫定庁舎第3会議室にて、傍聴席を設置し、委員の皆様と同様の画面が見られるように準備しております。

傍聴者意見用紙を提出される方は、委員会終了後に、会場内の事務局職員までご提出ください。次回開催される策定委員会で資料として原文のまま配付しますので、氏名についても公開の対象となりますことをご承知ください。なお、公開を希望されない方は、記入欄の上にごございます、「資料の配布・公開を希望しない」のチェックボックスへ、チェックを記入していただきますようお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。

初めに、郵送させていただいている資料の確認をさせていただきます。資料1についてはA4の冊子が1部、資料2-1についてはA4が1枚、資料2-2から資料2-4については、A3、左ホッチキス止めがそれぞれ1部、資料3についてはA4が1枚、資料4についてはA4の冊子が1部、資料5-1についてはA4の冊子が1部、資料5-2については、A4が1枚、資料5-3については、A4の冊子が1部、資料6-1については、A4の冊子が1部、資料6-2については、A3が1枚、資料7についてはA4の冊子が1部で、こちらは第5回策定委員会で傍聴者からいただいた意見用紙になります。

また、山本委員からの委員提出資料として、A4左ホッチキス止めの資料が2部と、A4が1枚の資料がございます。なお、委員提出資料につきましては、議事進行上での資料の説明時間を設けてございませんので、ご自身の発言の際に一緒に説明していただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、事務局よりパブリックコメントの追加資料と工程表をメールでお送りさせていただいております。後ほど画面共有をして説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

ここで1点、資料の訂正をお願いいたします。次第の右上の日付について、事前にメールでお知らせさせていただいておりますが、6月20日、日曜日と訂正をお願いいたします。

また、「3 その他(2)「市民説明会・都市計画審議会の主な意見について」となっておりますが、「市民説明会・市議会全員協議会・都市計画審議会の主な意見について」と市民説明会と都市計画審議会の間に、「市議会全員協議会」の追加をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

最後に、会議録についてでございます。毎回のご案内となりますが、会議録作成に当たり、発言に際しましてはお名前を名乗っていただきましてから、発言をしていただきますよう、宜しくお願いいたします。

それでは、ここからは委員長に進行をお願いします。

2. 議題

(1) 小金井市都市計画マスタープラン地域別構想(案)について

【野澤委員長】 皆さん、改めましておはようございます。日曜日の朝からご出席をいただきましてありがとうございます。今日も活発に議論をお願いしたいと思います。委員会としてはちょっと間があきましたが、今日はこういう方式ですので、どうも事務局の声が何となく波があるような気がしているのは我が家のせいかもしれないのですが、聞こえないとか、そういう状況が発生しましたら何らかの方法でお知らせをいただければと思います。

では、まず議事に入る前に資料の1として、前回第5回策定委員会の会議録がついておりますが、皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、何か修正すべき点がありましたでしょうか。よろしいでしょうか。

では、この資料をもって第5回策定委員会の会議録としてフィックスしたいと思います。

2. 議題

(1) 小金井市都市計画マスタープラン地域別構想（案）について

【野澤委員長】 では、次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

議題（1）小金井市都市計画マスタープラン地域別構想（案）についてということで、事務局からまず説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より「小金井市都市計画マスタープラン地域別構想（案）」の説明させていただきます。

まず、資料2-1をご覧ください。まず初めに地域別構想の地域区分についてです。本マスタープランでは、小金井市を「武蔵小金井地域」、「東小金井地域」、「野川地域」の3地域に区分しています。

これまでの都市計画マスタープランでも同様に駅勢圏と自然的条件による生活圏の3地域に区分し、まちづくりを推進してきました。さらに、地域の生活を支えるまちづくりに向けてとして、地域拠点を中心として、公共交通も利用しながら、誰もが、歩いて暮らせるまちづくりを目指して、地域別構想の策定を進めていきたいと考えております。

それでは、地域ごとのご説明をさせていただきます。資料3-1「武蔵小金井地域」をご覧ください。初めに、資料の構成についてご説明いたします。1ページから5ページまでが地域別構想（案）となっており、6ページ以降が地域の基礎データや市民アンケート集計、中学生アンケート集計、地域の代表的な施設を記載しております。

本日は、時間の都合から、各地域で特徴のあるポイントをご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。初めに左側上段「1. 地域の現状」として、武蔵小金井地域の現状、中段には人口の推移や土地利用の推移を記載しております。また、右側中段には、コラムのような形で、「武蔵小金井地域のこれまで」として、地域の歩みを記載してございます。

次に右側下段「2. まちづくりの基本目標」、「多様な都市環境をいかした、にぎわいと交流の輪がひろがるまち」でございます。

武蔵小金井地域の基本目標は、「JR中央本線連続立体交差事業や武蔵小金井南口市街地再開発事業、商業施設など、既存の施設などをいかした、快適で歩いて楽しいにぎわいのあるまち。」や「新庁舎・（仮称）新福祉会館の建設や武蔵小金井北口市街地再開発事業など、これから開発される施設なども

いかして、「新たな人の流れと交流が生まれるまち」をイメージして、このような基本目標を設定しております。

次に2ページ目をご覧ください。「3. 地域のまちづくりの方針」についてでございます。地域別構想でも、全体構想と同様に分野ごとに整理しております。それでは、主なポイントをご説明させていただきます。

各分野とも黒丸（●）の標題で方針のイメージがわかるように整理しております。

初めに左側上段、①土地利用の一つ目の黒丸（●）市街地再開発事業などをいかした、歩いて楽しいにぎわいのある拠点の形成でございます。中心拠点に位置付けている武蔵小金井駅周辺において、JR中央本線連続立体交差事業や南口の市街地再開発事業などの既存のものをいかしたまちづくりについてと今後予定されている北口の市街地再開発事業をいかしたまちづくりについて記載してまいります。

次に2つ目の黒丸（●）既存商業機能などをいかした、地域の生活を支える歩いて暮らせる拠点の形成でございます。地域拠点に位置付けている本町小学校近くの北大通周辺とURグリーンタウン周辺の土地利用の方針を示しています。

次に4つ目の黒丸（●）庁舎跡地エリアにおける、周辺市街地と調和したまちづくりでございます。新庁舎に移転後、現在の市役所周辺の土地利用やまちづくりについて記載してまいります。

次に5つ目の黒丸（●）にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれる、にぎわいがうまれる、にぎわい・活力の創出でございます。新庁舎・(仮称)新福祉会館と武蔵小金井駅を結ぶエリアにおける、新たなにぎわい・活力について記載してまいります。

次に左側下段、②道路・交通をご覧ください。

1つ目の黒丸（●）円滑な移動を支える交通結節点としての機能の充実でございます。一つ目のポツ武蔵小金井駅周辺は、市の玄関口として、観光案内板の設置など来訪者のサービス施設の充実を図るとともに、鉄道、バス、タクシー及びシェアサイクルの乗り継ぎにおいて、誰もが円滑に移動できるよう、Ma a Sを活用した仕組みづくりなどについて記載してまいります。

次に、右側中段、③水・緑・環境共生をご覧ください。

1つ目の黒丸（●）風景・景観の保全と形成でございます。3つ目のポツでは、桜町一丁目、桜町二丁目及び貫井北町三丁目の玉川上水周辺では、風致地区制度に従い、玉川上水の景観に親和するまちなみの形成について記載してまいります。

次に3ページ目、左側上段、1つ目の黒丸（●）資源処理施設の整備でございます。貫井北町一丁目にある中間処理場におきましては資源物処理施設の整備を進め、将来にわたる安全・安心・安定的

な適正処理について方針を定めています。

次に④安全・安心をご覧ください、1つ目の黒丸（●）防災上の都市基盤の整備推進についてでございます。2つ目のポツでは、「新庁舎・（仮称）新福祉会館への防災拠点の移転に伴い、緊急輸送道路のあり方を検討について記載してございます。

次に3つ目の黒丸（●）防災都市づくりの推進でございます。2つ目のポツでは、「災害時活動困難度が高い地区として桜町一丁目及び緑町三丁目位置づけられていますので、防災・減災に向けた取組の検討について記載してございます。

つぎに4ページ目、⑤生活環境をご覧ください。

3つ目の黒丸（●）「歴史文化を生かしたまちづくり」でございます。1つ目のポツでは「名勝小金井（サクラ）を次世代へ継承するため、関係機関及び市民団体と連携・協働して、玉川上水及び名勝小金井（サクラ）をいかしたまちづくりの推進について記載してございます。

また、2つ目のポツでは、「江戸東京たてももの園などの施設の利用や阿波踊りなど地域のイベントへの取組など、誰もが歴史及び芸術文化を楽しめるまちづくりの推進について記載しております。

次に5ページ目、武蔵小金井地域のまちづくり方針図をご覧ください。

これまでご説明してきた方針について、具体的な場所や内容がわかるよう吹き出し線を用いて、まちづくりの方針を示しております。

6ページ目以降については、地域別構想の基となるデータや資料を記載しておりますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

武蔵小金井地域の説明は以上になります。

続きまして、資料2-3 東小金井地域の地域別構想の1ページ目をご覧ください。

資料の構成は、武蔵小金井地域と同様で、左側上段に「1. 地域の現状」として、東小金井地域の現状や人口の推移、土地利用の推移を記載してございます。また、右側中段には、コラムのような形で、東小金井地域のこれまでの地域の歩みを記載してございます。

次に右側下段、「2. まちづくりの基本目標」、「新たな魅力が創出され、個性と活力があふれるまち」でございます。

東小金井地域は東小金井駅を中心として「JR中央本線連続立体交差事業及び東小金井駅北口土地区画整理事業をいかした、新たな魅力の創出や既存の商業施設や大学などをいかした、個性豊かな産業の育成や学生が集うことによるにぎわい・活力がうまれるまちをイメージして、このように基本目標を設定しております。

次に2ページをご覧ください。「3. 地域のまちづくりの方針」についてでございます。

初めに左側上段、①土地利用の1つ目の黒丸（●）土地区画整理事業などをいかした、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成でございます。副次拠点として位置付けられている東小金井駅周辺において、北口では、土地区画整理事業をいかした、個性豊かで、にぎわい・活力がうまれる拠点の形成やまちづくり事業用地の有効な整備活用などについて記載してございます。

次に、2つ目の黒丸（●）商業地の活性化など、地域の生活を支える歩いて暮らせる拠点の形成でございます。地域拠点に位置付けている新小金井駅周辺と梶野町交差点東側の北大通周辺について記載してございます。

次に、4つ目の黒丸（●）にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれる、にぎわい・活力の創出でございます。

東小金井駅と新庁舎・(仮称) 新福祉会館を結ぶエリアのにぎわい・活力の創出について、記載してございます。

次に左側下段、②道路・交通をご覧ください。

1つ目の黒丸（●）公共交通が不便な地域における交通弱者への対応についてでございます。東町一丁目及び東町五丁目付近におきましては、公共交通不便地域がありますので、新たな移動手段の検討及び道路整備に合わせた公共交通不便地域の解消について記載してございます。

次に右側中段、③水・緑・環境共生をご覧ください。

3つ目の黒丸（●）公園などの多面的な活用でございます。「栗山公園では、さらなる魅力の向上のため、指定管理者制度などの導入に向けた検討について記載してございます。

次に右側下段、④安全・安心についてでございます。

3ページ目、左側上段、二つ目の黒丸（●）防災まちづくりの推進でございます。2つ目のポツでは災害時活動困難度が高い地区として東町一丁目及び東町三丁目位置づけられていますので、防災・減災に向けた取組の検討について記載してございます。

次に4ページ目、左側上段⑤生活環境をご覧ください。

1つ目の黒丸（●）大学などと連携したまちづくりでございます。2つめのポツ、農工大・多摩小金井ベンチャーポートなどのインキュベーション施設による新事業・新産業の創出について記載してございます。

次に2つ目の黒丸（●）商店街及び地域固有の産業などをいかしたまちづくりでございます。

3つ目のポツ、東小金井事業創造センター（KO-TO）などをいかして、地域に根ざした公民連携による産業振興の推進について記載してございます。

次に5ページ目、東小金井地域のまちづくり方針図をご覧ください。

これまでご説明してきた方針について、具体的な場所や内容がわかるように吹き出し線を用いて、まちづくりの方針について記載してございます。

6 ページ以降については、地域別構想の基となるデータや資料を記載しておりますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

東小金井地域の説明は以上になります。

続きまして、資料2-4 野川地域の地域別構想の1 ページ目をご覧ください。

構成は、これまでと同様で、初めに左側上段に「1. 地域の現状」をとって野川地域の現状と人口の推移や土地利用の推移を記載してございます。また、右側中段には、コラムのような形で、「野川地域のこれまでの地域の歩みについて記載してございます。

次に右側下段、「2. まちづくりの基本目標」、「自然豊かでのんびりとしたやすらぎのある居心地の良いまち」でございます。

野川地域につきましては、野川や大規模公園、地域固有の資源である小金井神社などをいかした、市民の憩いの場としてのんびりとしたやすらぎ、低層住居を中心に広がる住宅地及び既存の商業施設をいかした、良好な住環境が形成される居心地の良いまちなどをイメージして、このような基本目標を設定しております。

次に2 ページ目をご覧ください。「3. 地域のまちづくりの方針」についてでございます。

初めに左側上段、①土地利用の一つ目の黒丸（●）地域資源をいかした、地域の生活を支える拠点の形成でございます。地域拠点に位置付けている、東八街道沿道と新小金井街道沿道のまちづくりについて記載してございます。

次に左側中段、②道路・交通をご覧ください。

1 つ目の黒丸（●）公共交通が不便な地域における交通弱者への対応でございます。前原町四丁目付近に公共交通不便地域がございますので、新たな移動手段の検討及び道路の整備にあわせて公共交通不便地域の解消について記載してございます。

次に左側下段、③水・緑・環境共生をご覧ください。

2 つ目の黒丸（●）みどりの保全についてでございます。野川周辺の連続したみどりは、保全緑地制度及び自然再生事業などを活用しながら、市民、東京都及び他自治体とともに保全してまいります。

次に右側上段一つ目の黒丸（●）不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備推進でございます。二枚橋焼却場跡地では不燃・粗大ごみ積替え・保管施設の整備を進め、将来にわたる安全・安心・安定的な適正処理の推進を記載してございます。

次に④安全・安心をご覧ください。

3つ目の黒丸(●) 防災まちづくりの推進でございます。1つ目のポツ、貫井南町四丁目、貫井南町五丁目及び前原町四丁目は、農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域」に指定されていますので、防災性の向上に寄与する規制誘導及び基盤整備の計画的な整備に向けた検討について記載してございます。

次に3ページ目、右側上段、⑤生活環境をご覧ください。

3つ目の黒丸(●) 歴史文化をいかしたまちづくりでございます。1つ目のポツ国分寺崖線(はげ)、野川、神社などの地域固有の資源を活用して、回遊性のある歩行者及び自転車のためのネットワークづくりの推進について記載してございます。

次に4ページ目、野川地域のまちづくり方針図をご覧ください。

これまでご説明してきた方針について、具体的な場所や内容がわかるように吹き出し線を用いて、まちづくりの方針図として示しております。

6ページ目以降については、地域別構想の基となるデータや資料を記載しておりますが、ここでの説明は割愛させていただきます。

小金井市都市計画マスタープラン地域別構想(案)についての説明は以上になります。

【野澤委員長】 ありがとうございます。それではここから議論に入りたいと思います。

いつもこの委員会は、時間が延びてしまう傾向にあるので、できるだけ1個1個の発言はコンパクトに要点をついていただけると助かります。

3つの地域がありますが、どの地域のお話でもいいと思います。横断的なことも出てくると思いますので、1個1個地域を取り上げるというよりは全体で進めていきたいと思いますので、ご発言のある方は挙手をしてご発言をお願いします。

それでは、高橋さんから手が挙がりましたので、高橋さんをお願いします。

【高橋委員】 高橋金一です。資料で説明が欲しいのですが、武蔵小金井地域で3ページ目の防災の部分ですが、左下にある図を見てちょっとびっくりしていたのですが、小金井公園が入る関野町一丁目地域のところが危険度ランク3に指定されているのですが、これは一体どういう根拠でここが入ってしまったのか。二丁目のほうはランク1になっているのですが、この違いは根拠的に一体何なのかというのがありました。これの追加説明があったらいただきたいと思います。

【野澤委員長】 では事務局、わかりますか。

【事務局】 事務局でございます。ただいまのご質問でございますが、地域の地域別危険度、地域危険度測定調査というものについてですが、この出典の出どころでございますが、こちらにつきましては東京都の都市整備局のほうで地域に対する地域危険度測定調査という資料をお出ししてございま

す。これはホームページにもデータは上がっているのですが、そちらの根拠に基づきましてこちらの分けをしているというようなことになります。以上でございます。

【野澤委員長】 それはわかっているのだけれど。高橋さん。

【高橋委員】 東京都のデータをもとにしたのは理解していますが、実際にここは総合的な防災の拠点になっている地域のはずなので、そこが危険度ランキング3というのはいかがなものかなと非常に疑問に思っていますので、これは東京都に問い合わせたほうがよろしいのではないかなと思います。

【野澤委員長】 多分高橋さんのご指摘は、東京都が指定しましたではなくて、これを市としてどう考えるかということを知りたいのだと思うのですが。

【高橋委員】 あそこのところは何か矛盾を感じています。

【野澤委員長】 確かにおっしゃるとおりだと思います。事務局、今お答えが難しければ、後日確認をしていただければと思いますが。

【事務局】 追加でご説明させていただきます。災害時活動困難度につきましては先日市古先生からも解説いただきましたので、その解説いただいた文章も引用しまして困難度についてご説明させていただきます。災害時活動困難度ということですが、避難に使う道路がどれだけ充実しているかということになります。東京の地域危険度は避難危険度を評価しておりましたが、1度消えておりまして、消えたのは東日本大震災のちょっと前の時点ということですが、それをもう1回復活させるに当たって道路があるということは確かにももとの避難行動を行うということのも大事な機能ですが、東京都の防災都市づくり、防災まちづくりの中で、いざというときに自分たちのまちを自分たちで守ることの取り組み、そういう視点から道路は避難に要するけれども災害時に地域の人たちが安否確認をしたり、救出・救助をしたり、消火活動をしたりという災害時に活動する道ということで、避難プラス地域の共助活動をすると位置づけまして避難時の活動困難度としております。

実質的には、1つ1つの宅地から6m以上の道路に出られやすさというのを評価しておりますので、道路そのものを評価しているということになります。ですので、この地域、公園にすごく近いわけですが、そのほかのまちの中での道路は狭いという評価になっておりましてこのような危険度になっている。そのように理解しています。

【野澤委員長】 高橋さん、よろしいでしょうか。

【高橋委員】 何となくは理解しました。以上です。

【野澤委員長】 それでは、ほかの方はいかがでしょうか。

【永田委員】 永田です。今の高橋さんのご意見ですが、今地図を見ていまして、おっしゃるとおり小金井公園がほとんどのエリアだと思うんです。ですので、ご指摘は全くそのとおりかなと思って

お聞きしておりました。五日市街道に沿ったところのエリアは本当に狭小であるのは事実なのですが、どちらかという東隣の西東京市であるとか武蔵野市のエリアが住宅密集地であるということで、ちょっと何か、これは感覚的な言葉で恐縮なのですが、それに引っ張られているような感じがしないでもないと個人的には思いました。全く高橋さんのご意見、ご指摘はよくわかるころではございます。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。この図面の載せ方自体もちょっと検討したほうがいいかもしれないですね。誤解ではないのですが、今みたいな捉え方が行政の方と我々市民が見た場合と一致しない場合がありますので、ここはちょっと慎重に検討したほうがいいかなと思います。ありがとうございます。

では、次の方どなたか、市古先生、手が挙がっています。

【市古委員】 都立大の市古です。今の高橋さんのご質問に関係し、地域危険度に関わらせていただいております経緯もあり、補足です。

事務局のご説明でいいのですが、ここで示しているのは総合危険度ではなくて、災害時活動困難度です。10年ほど前は避難困難度として公表され、いったん廃止となったのですが、復活しました。

災害時活動困難度は何を評価しているか、2つのアクセス性です。1つは各宅地、各建物から6m以上、もしくは広域避難場所へのアクセスです。ですので、この街区というか、町丁目が小金井公園にくっついていれば相当改善されるのですが、道路などを挟んでいると隣接していないというように計算上は判断され、ちょっとあれ？というか、そのような感覚は出てくるのかなということです。

アクセス性のもう1つは、道路から建物への距離です。敷地が広いと例えばイメージ的には消防車がホースを伸ばすのにホースがより長く必要となり、火元へのアクセス性が低くなります。道路から敷地内を通して各建物への距離を評価をしています。各建物から6m以上もしくは広域避難場所へのアクセス性、そして道路と建物関係というマイクロなアクセス性の2つを評価しています。

関連して質問なのですが、各地域の方針図に共通し、凡例に主要な生活道路とあります。これは幅員何メートルという基準でしょうか。

【野澤委員長】 事務局、いかがですか。

【事務局】 事務局でございます。今市古委員から質問がありました主要な生活道路の凡例の道路幅員ですが、ここの幅員に関しては何メートル以上という縛りはなくて、実際に皆さんがよく使われる道、比較的市内では広いと言われている通りがこの主要な生活道路という形で表記されております。以上です。

【市古委員】 ありがとうございます。主要生活道路が6m未満であっても市民にとっては大事な

主要生活道路ではあると思うのですが、災害時活動困難度改善にはつながらないこととなります。一方で、東京都都市整備局は「防災都市づくり推進計画」の中で、整備していく「防災生活道路」を（災害活動困難度評価に寄与しない）「幅員4 m以上でも可」としています。これは、区部の木密地域で6 mは難しい、せめて4 mを確保したい、という計画論からではありません。

【野澤委員長】 ありがとうございます。このあたりの表現については市古先生にもアドバイスをいただいて、一般の市民の方の誤解のないような表現にしていきたいなと思いますので、引き続きよろしくをお願いします。

会場のほうでお手が挙がっていますので、どうぞ。

【永田委員】 永田でございます。今の市古先生への回答ではないのですが、事務局さんの補足をすると、例えば7ページの道路のところを見ていただくと、グレーのラインが5.5 m以上ということで、5ページ目の主要生活道路がございますが、ほぼほぼこれは合致しているような感じではないかなと思っております。事務局からも5.5 m以下でも主要な生活道路というか、そういうコメントもございましたが、大体5.5 m以上なのかなと個人的には思った次第でございます。以上です。

【野澤委員長】 補足ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。今のところ防災についての議論がありましたが、ほかの要素についてもぜひご意見をいただきたいと思います。山本さん、どうぞ。

【山本委員】 よろしくをお願いします。中央線の高架下にできる巨大なスペースがあるわけですが、東小金井のほうは今説明が書かれていてわかったのですが、武蔵小金井地域のほうもかなりのスペースができていて、法人収入のない小金井にとっては非常に有望なスペースであると言われております。この辺は具体的にどのような構想が市にあって、都市計画マスタープランに反映されていくのでしょうか。

【野澤委員長】 事務局、お願いします。

【事務局】 ご質問ありがとうございます。武蔵小金井駅の東側の高架下でございますが、これについてはにぎわいと交流エリアということで、ページでいきますと2ページの左の下、土地利用の一番下のポツのところに「にぎわいと交流エリアにおける、新たな人の流れと交流がうまれる、にぎわい・活力の創出」とありまして、その2行目のところに「JR中央本線高架下空間の活用」ということで、方針としては「新たな人の流れと交流がうまれる、にぎわい・活力の創出を図ります」となっております。ここの部分をご承知のとおりJRが所有している土地でございますので、具体的にはJRさんの開発計画というものもございますので、我々としてはこういう方針を持ちながらJRと協議していくということになります。以上です。

【野澤委員長】 山本さんいかがでしょうか。

【山本委員】 ありがとうございます。商業的なにぎわいというのはよくわかりますし、最近さらに開発が進んで今度は北口のほうの開発があるというように聞いていますので、それは期待しています。

ただ、新小金井街道から先とか、まださらにスペースがあるわけですね。東小金井のほうは大学とタイアップしながら新産業というような構想もありましたが、スペースがさらにあるのであれば学芸大もありますし、何かそういうベンチャー的なものを活用できないのかなというのが市民の素朴な疑問です。

【野澤委員長】 ご意見なのかもしれませんが、市役所のほうからコメントがありましたらお願いします。

【事務局】 今いろいろベンチャーに関するご意見なども頂戴しましたので、そういうご意見については参考にさせていただきたいと思います。以上です。

【野澤委員長】 「新しい産業を創出」という表記もほかのところにはありますので、そのあたりも種地としてありそうだというご意見ですので、ぜひそういったものの活用、税収を上げるという意味もあるのかなというように山本さんのご意見を聞いていましたので、ちょっと検討してみてください。

では、ほかの方、次の方に行きたいと思いますがいかがでしょうか。中里さんお願いします。

【中里委員】 良好な住環境の形成とありますが、相続などが発生しますとほとんどの家が解体されて細かく分けられて、小さな住宅が密集して建造されるパターンを多く目にしております。いろいろな事情があることは承知していますが、先ほどの道路の防災的な面からも、小学校を有する場所でもなかなか狭くて密集しているところを多く目にしておりますので、せめてその辺は道路の拡幅は無理としても、消火栓を多数設置するとか、それから住宅の細分化というものも業者任せではなくて、行政もある程度介入して景観的にも安全面にも配慮していく取り組みをしていただけないかなと思っております。

加えまして、今この中身で発言すべきかどうかちょっと迷うのですが、仙川がずっとお堀になっていますね。仙川に関しましては、中学生のアンケートで桜を残したいということでしたが、この仙川を埋め立てるということは不可能なのでしょうか。埋め立てれば生活道路かミニ公園のようなものにも使えますし、桜ももちろんきれいにできると思います。害虫や蚊の発生も防げますし、安全面からも私はよろしいのではないかと常々思っていたのですが、この10年、20年を見越したときに、都市計画に盛り込んでいただければとっても嬉しいなと感じておりましたので、ちょっと発言をさせて

いただきました。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。大きく2つご意見があったかと思います。

1つ目は、敷地の狭小化、細分化についてのご意見ですが、そういったものに対して現状市として何か具体的な策を講じているのかというあたりは気になります。

それから、消火栓の設置などもご意見としてありました。

それから、仙川のことについては埋めるというよりは暗渠化するというご提案だったかなと思いますが、そのあたりも含めて市からコメントがありましたらお願いいたします。

【事務局】 事務局です。ご意見ありがとうございます。まず、宅地の狭小化、細分化について市の現状での取り組みですが、都市計画での宅地面積の最低限度を設けている地区がございます。そのほかには、先ほど委員からお話がありましたが、分譲される時の開発業者への指導として宅地の最小限度の面積を設けておりますので、そういった指導をしているということがございます。

あと、消火栓の設置につきましては、これはちょっと防災の取り組みになりますので地域安全課のほうに伝えてまいりたいと思いますが、マスタープランの中でもこういった表現ができるのかというのはちょっと検討してまいりたいと思います。

もう1点、仙川についてでございます。先ほど埋め立てというお話もございましたが、現在仙川は確かに水が流れていないときも多いのですが、一応これは一級河川でございます、まだ生きている河川ということがございます。というので、埋め立てということはなかなか難しいかなと思っておりますが、先ほど暗渠というような委員長からお話もありましたので、暗渠化することによってその上を活用できないかみたいなご意見をいただいたということについては、これは東京都が管理をしている河川でございますので、東京都のほうに伝えてまいりたいと思っております。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。中里さん、よろしいでしょうか。

【中里委員】 承知しました。

【野澤委員長】 ありがとうございます。

次にどなたかありますでしょうか。永田さんですかね。

【永田委員】 たびたび申し訳ございません。ちょっとこれはお願いということで発言をいたしますが、資料2-2、2-3、2-4、土地利用の推移という資料が共通でございます。小金井市は緑と水ということをキャッチフレーズにされておりますが、住宅地が平成19年から29年にかけてそれぞれのエリアで1.4%から1.6%増加しています。それに対して農地が武蔵小金井地域で1.1%の減少、大きいところでは2%減少しているということがございまして、これは地下水にも関係してくると思うのですが、今後20年かけてどういうまちづくりにするかということで、農地保全は非常に重

要なことなのではないかと思しますので、水を守るという意味でそのあたりぜひぜひご検討いただければなというところであります。以上です。

【野澤委員長】 大事なお指摘かと思えます。生産緑地法の絡みもあるので、今後生産緑地が減る可能性のほうが高いのかもしれませんが、そのあたりうまく策を講じて保全できるといいというご意見だったかと思えます。ありがとうございます。

続いてどなたかございますでしょうか。谷さんお願いします。

【谷委員】 谷です。コロナの後の話をちょっとさせていただきたいなと思っております。私は今在宅勤務中心の生活を行っております、2週間に1度都内の会社に通っております。この在宅勤務はコロナの間の一時的なものかと思っていたのですが、コロナ後も継続すると思っています。企業のメリットとしてはパソコンによるネットワークでの仕事というのは欧米では当たり前に行われているので安心して導入できる。30年前から日本はオフィスでの生産性が低いと言われていましたので、それを改善する力があります。管理者を減らして意思決定のスピードを向上させる力があるのでメリットがあります。在宅勤務の最大の障害は社員がさぼるという懸念なのですが、先週から私の職場でも担当業務と取り組み内容、成果を日々記載するアプリが導入されました。こういうアプリが発展することでこういった懸念も解消されていくと思っています。私が過ごした終身雇用の世界が変わるかもしれませんが、もう帰らざる河かなと思っています。

社員のほうにもメリットがありまして、上司の顔色や職場の空気を読む必要がなくなって、自分で仕事を組み立てることができます。メールで飛んでくる論理的な内容で仕事が組み立てられるということです。

もう1つは、通勤時間がなくなることで家族の絆、地域の絆が高まります。自宅でランチ、就業終了の5時からその家から外に出かけるということが家族でできるように。小金井市はこういった在宅勤務が定着したコロナ後の世界で絶好のポジションにあると思っています。在宅勤務でもときどきですが出勤する必要があります。対面の必要性もありますし、はんこはなくなると思います。今私ははんこのために会社に行くことが多いのですが、小金井市はその場合でも通勤できる距離にあります。それなのに緑が豊富で住環境がよいという条件に恵まれています。

さらに最適な環境を作るために5時以降に家族で回遊できる場所でありますとか、休日に楽しめる場所でありますとか、委員の方で家庭菜園のこともずっと言われていましたが、音楽やアウトドア、家庭菜園などの場所を作るなどの生活を豊かにする取り組みを行えば多摩地域の中でも評価の高い小金井市を作ることができると思っています。これは私の実感でして、いただいたマスタープランの記載はよく書かれていると思っていますので現在のままでいいと思っているのですが、個別の施策を

担当する各部局には、そういう目で見てくださいねということでお伝えいただければいいかなと思っています。そういう意味ではマスタープランはよく書けているのでありがとうございます。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。そうですね。小金井市の非常に大きなメリットというか、いい立地にあるということをもう存分に生かしてまちづくりをさらに魅力的なまちにするべく進めてほしいというご意見かなと思います。今日は地域別の話ですが、もし全体構想にそういったことがもう少し書き込めるのであれば書き込むことも検討していいかなと思います。今の谷さんのご発言は非常に大事なことかなと思いますので、どこかに記載したいかなと思います。ありがとうございます。

では、次の方いらっしゃいますでしょうか。山本さんから手が挙がりました。お願いします。

【山本委員】 谷委員のアイデアは非常に素晴らしいものだと思います。全体には関係するかもしれないのですが、最近私、みどりの基本計画、小金井市で3月にまとめられたものが発表されて、見て衝撃を受けたんです。平成21年から10年間で小金井市では緑地、これはカウントの仕方があると思うのですが、40.53ha減ったという記載がありました。これは小金井公園が約80haですよ。半分が消失したということです。内訳について大きいものは1つが樹林、樹木ですが、マイナス21.71ha。それからこれは高橋さんのご関係ですが、農地のほうがマイナス15.86ha減っているんです。これが今現状です。確かに宅地化が進んであそこにもあった農地がないなという印象を持ってしまうのですが、まさか10年間で40ha以上が消失したというのがちょっと衝撃的な数字でした。

それで、このみどりの基本計画を繰（く）っていきますと、将来予測に関係してくるのかなと思いますが、19年から30年、これが緑の減少というのが、マイナス24.2haさらに減少が進むというような受け止められるデータが実はあったんです。それで考えていくと過去20年から今後20年にかけて小金井公園の3分の2ぐらいが小金井市から失われてという予測があるのかなと思っています。その辺の緑を大事にしなければいけないというみんなの思いと、マスタープランなどの書きぶりと、それから現状進んでいる行き方、これはちょっと危機感とかそういうものがあまり共有されていないというか、認識がされていないのではないかなという気がしました。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。事務局から何か今のご意見に対してコメントはありますか。

【事務局】 事務局です。ご意見ありがとうございます。具体的な数字も出していただきましてご説明いただきました。緑の減少につきましては我々も危機感を持っているところでして、全体構想の中でも地域別構想の中でも緑の減少に対する取り組みは意識して書いているところです。改めてご

意見をいただきましたので、そういう視点でもう一度確認はしてまいりたいと思っています。以上です。

【野澤委員長】 山本さん、続けてどうぞ。

【山本委員】 ちょっと補足なのですが、私は国際畑でやっておりますので、最近WHOの提唱で、1人当たりの緑地面積、これを9㎡にしろという推奨、これがあって、例えばASEANですが、東京24区と言われているバンコクですね。バンコク都庁ではバンコクの肺と言われているように緑の創出、これは王立公園ですが、増やしていこうという非常に大胆な計画があるようです。それからシンガポールはグリーンプランというんですかね。これは130ha分の公園整備をやっていこうと。要するにこれが世界的な潮流なんです。最近の異常気象もありますし、世界的なトレンドとしては緑を減らすことについては非常にネガティブで、増やしていこうというほうがポジティブな流れになっているわけです。東京都が今どうなのかというのは、ちょっと私にはわかには知らないのですが、小金井としてはそういう世界的な潮流を取り入れた上で、先ほども言いましたが今後はさらに緑地や農地が減っていくというような予測があるのであれば、思い切った施策を打っていく必要があると考えます。以上です。

【野澤委員長】 ご意見ありがとうございます。今山本さんのご意見を聞きながら資料を見てみると、みどりの保全までしか書いていないんですね。新たに創出することが書かれていなくて、一方で、減少は食い止められないとすると減る一方になってしまうので、そのあたりをどう書いていくかというのはすごく大事な事かなと私も感じました。ちょっと緑部門とも少しお話をさせていただいて、もう少し踏み込めるかどうかも含めてご検討いただきたいと思います。

高橋さんが先に手が挙がりました。次は谷さんをお願いしますので、まずは高橋さんどうぞ。

【高橋委員】 まず、小金井市の緑の現状というか、データのもとなのですが、残念ながら小金井市は水と緑とアピールする方は大勢いるのですが、これはたしか稲葉市政のときに作り上げた言葉かなと思うのですが、現状を見ますと都立公園と大学と農地、こういう小金井市が持っていないものが大半で、それを集めて言葉として出したというのが現状かと思います。

私の担当している農業委員会では、生産緑地、今年で切り替わって行って、来年以降は特定生産緑地というように継続されていく形にはなるのですが、多くの農家さんは継続して生産緑地を残していこうという考え方でいます。さらに高齢化した人たちの畑を貸借法ができておりますので、農家に貸したり、いろんな形で人に貸すという形で農地を維持する方向になりつつあります。

ただ、問題なのは個人所有物ですので、相続が発生するとどうしても売らざるを得ないという場合があります。ですから今後のことを考えていくと販売されていく生産緑地を自治体は先買権がありま

すので、小金井市が買い取って公園整備なり何なりする、学校農園にする、そういうようなやり方ができれば小金井市の持つ緑地空間も増えますし、市民に対するサービスも増えるかなと思いますから、そういうような方向に何か書けるようなことがあればありがたいなと思っております。以上です。

【野澤委員長】 なかなか厳しい財政の中でどこまでできるのかわかりませんが、ご意見ありがとうございます。現状も少し補足していただきました。

では、谷さんをお願いいたします。

【谷委員】 高橋委員のご意見に全く賛成するところです。私、実は京都出身で衝撃を受けたことがございまして、京都は周辺は山ですから全部緑なんです。緑が多い地域と思っていたのですが、市内はこれまでの乱開発の影響で東京都に比べたら緑の比率は市街地では5分の1ぐらいだったという記憶がありました。

東京都というのは江戸幕府が偉かったような気もするのですが、火事を免れるための公園のようなものが都の所有でいっぱいあるんです。都立公園がこれだけいっぱいあるというのは何らかの防災の意識で作ったのだらうと思っています。それと道が広いとかいろいろあって、道に緑を入れるのも緑地になります。そういう意味ではそれぞれのエリアの歴史を踏まえた対応が要ると思っておりますし、市で緑を買っている場所というのは児童公園ぐらいではないかと思うので、緑を多く所有する大学とか学校を誘致するとか、東京都を動かすとか、何らかの形でやっていくのか、それともあるいは相続に対する対応をやっていくのかというような話になると思いますが、市の手に余る部分があると思いますので、高橋委員の言われたようなことが大事だろうと思えます。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。

永田さんも関連してでしょうか。お手が挙がりました。

【永田委員】 山本委員、高橋委員、谷委員、それぞれ非常に素晴らしいご指摘だったのかなと思っております。先ほど申しましたが農地の減少は避けていただきたいというか、そういう要望なのですが、山本委員からも緑の減少への対策のようなご指摘がございました。先ほど申しましたように、農地が2%ぐらい減少しているというデータがございましたが、小金井市の面積はたしか11.5km²ぐらい、ざっくりと1200haぐらいと考えますと、2%減少というのは24haに相当するというところで、これは非常に大きな面積、何気なく2%と言うとかなり小さく感じてしまいがちですが、面積で考えると非常に大きいものがございます。そのあたりは高橋さんのご指摘もあるとおり、農地をいかに保全するかというのが大きな論点ではないかなと個人的には思っております。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。そのあたりは絵に描いた餅にならない範囲だとは思いますが、このマスタープランは強調していくことが小金井市の特徴を引き立てるといえるのか、際立たせる

ことにもなりそうですので、全体構想も含めてもう少し工夫していく必要があるかと思えます。

緑地関係の話が続きましたので、水庭先生にも少しコメントをいただきたいのですが、突然すみませんがいかがでしょうか。

【水庭委員】 ご指名いただきましてありがとうございます。私も小金井市のほか、区のほうではなくて市の中の緑地をどうしていくかというときに、どうしても個人所有の民地ばかりがクローズアップされているので、それを行政として何かバックアップできないか。相続の話でありましたり、あとは今直接出てきました大学とか、学校法人とか、その緑をうまく利用できないかということをもう少し盛り込んでもいいのかなと思いました。ただ、書きぶりが難しいかなと思っています。

それから、ここの地域は緑があることで多くの方が引っ越してきたり、若い世代が子育て世代となってきますので、ぜひ駅前の開発ですね。緑が少なくなってきたと思うので、この緑をより豊かな感じにしていきたいのですが、これもまた行政がマスタープランなどで少し誘導していただければ、屋上緑化や壁面緑化も書いてあるのですが、もう少し身近なところになるような緑を豊かにしていった方策があるといいのかなと思いました。

【野澤委員長】 ありがとうございます。ぜひ市の相談に乗ってあげてください。よろしく願います。

それでは、ほかの方向かございますでしょうか。市古先生からはチャットのほうに情報提供がありました。ほかはいかがでしょうか。

今までご発言のない方で何か特にありましたら。高見先生、お願いします。

【高見委員】 全体に関しましては事前にもいろいろとご意見を言わせていただいていたので特に意見はないのですが、2点ございまして、1点は今話題になっていた緑保全問題、減少問題ですが、この会議のもうちょっと前のほうで敷地分割の話が出ました。市からは地区計画の区域内や開発行為の中では制限をしていますということだったのですが、多分問題はその区域外で相続によって敷地を分割されていくということで、緑も減るし、住宅地としての質のようなものも変化していくのではないかと思いますので、もしそうだったら緑の施策という中で頑張っていくのであれば敷地分割については自治体によっては相当強力な施策を打っている自治体もありますので、議論すべきことかなと改めて感じました。これが1点目です。

2点目はちょっとつまらない話なのですが、東小金井地域と野川地域の道路の整備のところ、「コミュニティバスなどが通れるような道路の整備」という表現がありますが、これは何をやるのでしょうかという質問です。拡幅をしてしまうのですか。それとも電柱を引っこ抜くぐらいですか。何を想定されているのでしょうか。

【野澤委員長】 2点目についてはご質問ですので、事務局からお願いします。

【事務局】 事務局でございます。2点目のところ、「コミュニティバスが通れるような」という表記になってございますが、これは一般的な話として仮にコミュニティバスを通しますということになりますと一定の道路の幅員というものが必要になるというところで、例えばこの項目といたしましては、公共交通の不便な地域における交通弱者への対応というような項目でございますので、仮にC o C oバスを通す、今再編をやっているところなのですが、そうなってくると併せてこういう都市基盤の整備も必要になると。具体的にどこがというのはまだないのですが、一般的な表現としてこのような表記をさせていただいているというところでございます。以上です。

【高見委員】 概ねの趣旨はわかるのですが、かなり成熟した住宅地等で道路を買い増しするのかしないのかというのは結構重要な判断で、一方でそれが何かあるルールに従って行われないと何でうちは削られるんだみたいな議論に発展しますので、道路の整備という表現がちょっと強いので、コミュニティバスの走行空間確保に努めますぐらいだとさほど気にならないのですが、そこは気になりましたのでご議論いただければと思います。

【野澤委員長】 ご意見ありがとうございます。全部を広げなくても空き地になったところを部分的に広げて待避空間やすれ違い空間ができるだけでもずいぶん違うと思いますので、いろんなやり方はありそうですから、今高見委員がおっしゃったように「道路整備」というのはちょっと言葉として強いのでということでご意見をいただいたということかなと思います。

それから先ほど1点目におっしゃっていた緑の保全と敷地分割をどうコントロールするかは大事な話だと思いますので、地区計画をかけなくても都市計画として敷地の最低限度を決めている自治体もありますので、そういった方向も模索すべきかなと私も感じました。ありがとうございます。

じゃあ、谷さんお願いします。

【谷委員】 コミュニティバスの話が出ましたので、野川のほうの実体験をお話したいと思っております。はけの下りのところと、それからその下を下りた幡随院さんの角については本来コミュニティバスがクロスできない、対面で行けないんです。時間を決めて待機されていて下り道を行くとか、幡随院で曲がる場所はずっと人が立っているんです。人が立っていて差配をしています。大変だなと思っていたら、このごろ携帯電話、スマホではけの下りのところで、「今上かい？ 今俺は下だよ。じゃあ先に上がるね」とか言ってやっておられまして、そういう工夫をしてコミュニティバスが運行されていることも事実です。上に政策があれば下に対策ありという中国のことわざもありますが、本来は道路が整備されるべきです。でも道路が整備されるのを待っていたら交通弱者への救いがないので工夫をして進める。道路整備か、そうではないだけではなくて、どちらも進めていく。何より大

事なのは高齢化が進んできて病院に行くのも大変になってきた。前々回そういうお話があったと思うのですが、そういうお年寄りを救うのは公共交通だと思いますし、コミュニティバスだと思いますので、そのような感じで記載いただければいいかなと思います。以上です。

【野澤委員長】 ご意見ありがとうございます。実態もわかりました。

それではほかにいかがでしょうか。特にもうないでしょうか。

市役所の会場にいらっしゃる方も大丈夫でしょうか。事務局、どうですか。

【事務局】 大丈夫だそうです。

【野澤委員長】 それでは、多分まだそれぞれ個々に細かいところは見切れていないところもありますので、後日何か気づいたことがありましたら事務局にお知らせいただければと思います。地域別構想の議論については一旦ここで終わりにさせていただいて、次へ進めたいと思います。

(2) 市民協議会の開催について

【野澤委員長】 続いて議題の(2)ということで、市民協議会の開催につきまして事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 続きまして、議題(2)市民協議会の開催についてご説明いたします。資料3をご覧ください。

昨年度、令和2年度は全体構想に関する、第1回から第3回までの3回の市民協議会を行いました。今年度は、現在検討中の地域別構想についての市民協議会を開催いたします。地域別構想は【武蔵小金井地域】【東小金井地域】【野川地域】の3つの地域に分かれているため、市民協議会もこの3地域について開催します。第4回【武蔵小金井地域】が6月26日(土)午前10時から12時まで、第5回が【東小金井地域】が6月26日(土)午後2時から4時まで、第6回【野川地域】が6月27日(日)午前10時から12時です。初めにスライドを用いた情報提供を行い、その後3班に分かれグループワークを行います。

「2 主なテーマ(案)」をご覧ください。

市民協議会では市民活動に関係する6つのテーマを設定しています。

市街地像に関するだけでなく、地域の市民活動に関する幅広いテーマを選定しました。これは市民活動に関する意見交換を通じて、市民活動のイメージからこれからのまちづくりや将来への市街地像に繋がる特徴やアイデア等を把握することを目的としています。

意見交換では多様な御意見をいただくことになるとは思われますが、都市計画だけでは整理できない御意見については、庁内検討委員会に報告し、所管の部局に情報提供する予定でございます。

テーマについては、資料の①～⑥となっております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、講座形式のグループワークとし、ファシリテーターが各グループを周りながら意見交換を行います。

以上で、市民説明会の説明を終わらせていただきます。

【野澤委員長】 ありがとうございます。何かこの件についてご質問はありますか。来週土曜日開催ということですが。

ちょっと私から確認ですが、これに参加される方というのはもう確定しているのですか。

【事務局】 事務局です。3地域とも一応事前に募集をかけていまして、武蔵小金井は10名、東小金井が9名、野川地域が12名の参加予定となっております。

【野澤委員長】 もう追加はないのですか。

【事務局】 今一応定員が12名なのですが、ホームページやTwitterでは再募集はかけているところがございます。

【野澤委員長】 わかりました。これは自分がお住いのところにしか参加できないのですか。

【事務局】 決まりはなくて、3地域どこにでも、どの地域の方でも参加できるような形にはなっております。

【野澤委員長】 そうですか。ありがとうございます。

ほかに何かご質問、確認事項がありましたらお願いします。永田さんどうぞ。

【永田委員】 永田でございます。これはお願いになると思います。主なテーマの（案）がございしますが、①地域の防災・防犯の取組についてというところで、一般市民の方は先ほど議論にもなりましたが、地域の危険度測定調査の結果は多分ご存じないのだと思います。各地域でこのあたりが非常に危険度ランクの高いエリアだとか、そういう情報などもぜひお示しいただければなというところで、そうすれば多分議論が活性化するのかなと個人的には思っております。以上でございます。

【野澤委員長】 ご意見ありがとうございます。ぜひそうした情報は大事だと思いますので、東京都が発表している危険度と市の作っているマップがありますよね。ああいったものをきちんと情報提供しながら進めるというのは大事かなと思います。

ほかに何かご意見、アドバイスがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

この中で参加される方はいますか。いらっしゃらない。わかりました。

それでは、市役所の方は毎週毎週日曜日や土曜日の出勤があって大変かと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

3. その他

(1) 小金井市都市計画マスタープラン中間報告(案)パブリックコメントに対する意見及び検討結果について

【野澤委員長】 では、続きまして、次第の3、その他の(1)として中間報告へのパブリックコメントに対する意見と検討結果について、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】 それでは、事務局より「小金井市都市計画マスタープラン中間報告(案)パブリックコメントに対する意見及び検討結果について」説明させていただきます。資料4をご覧ください。

まず初めに資料の訂正がございます。事前にメールでお送りさせていただいた、パブリックコメントの追加資料のPDFの1枚目でございます。パブリックコメントの件数に誤りがあり訂正部分は下線部分になります。訂正箇所としては、3、意見の提出状況、(1)提出人数では、団体のファクスに1人、団体の計に1人の修正となります。それに伴い下段の計にも修正があり、ファクスが125人、計が243人に修正となります。

次に(2)延べ意見数は332件に修正となります。

次に意見内容内訳のウ、分野別方針の件数が312件、道路・交通が269件、水・緑・環境共生が30件にそれぞれ修正となります。

それでは、概要についてでございます。

2、意見の募集方法をご覧ください。意見の募集期間は令和3年2月16日から同年3月18日まで、提出方法としては、直接持参、郵送、ファクス、電子メールで実施しました。

3、意見の提出状況をご覧ください。提出人数は243人で延べ意見数は、332件となりました。意見内容内訳として、全般は22件、都市を取り巻く状況と見直しの視点は23件となっております。

分野別方針は312件で、その内訳として、土地利用は6件、道路・交通は269件、水・緑・環境共生は30件、安全・安心は2件、生活環境は5件となっております。また、その他は3件となっております。

具体的な内容については、1ページめくっていただき、抜粋版をご覧ください。時間に限りもございますので、パブリックコメントでいただいた意見と検討結果の概要について、各項目ごとに、1件ずつ紹介させていただきます。

初めに1ページ、番号4番をご覧ください。「全般」の項目として、「感染症対策」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「新型コロナを契機とした都市づくりの方向性については、本中間報告案で方針を示していること、関連計画との整合を図りながら今後の参考とすること」でございます。

次に3ページの番号26番をご覧ください。「都市を取り巻く状況と見直しの視点」の項目として、「都市計画マスタープランの位置づけ」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「市の都市計画マスタープランは、都市計画法の規定に基づき、区域マスタープランを踏まえて、地域的内容について方針を示すものであること」でございます。

次に5ページの番号47番をご覧ください。「分野別 土地利用の方針」の項目として、「武蔵小金井北口」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「小金井の玄関口にふさわしい地区として、まち自体の価値の向上を目指すこと、関連計画との整合を図りながら今後の参考とさせていただくこと」でございます。

次に、6ページの番号52番をご覧ください。「分野別 道路・交通の方針」の項目として、「方針の記述」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「都市計画道路の考え方については、様々な意見があること、本中間報告案で方針を示していること、方針については、御意見などを参考にしながら検討し、必要となる修正を行っていくこと」でございます。

次に、10ページの番号317番をご覧ください。「分野別 水・緑・環境共生の方針」の項目として、「ごみの減量」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「ごみの減量については、本中間報告案で方針を示していること、関連計画との整合を図りながら今後の参考とすること」でございます。

次に12ページの番号327番をご覧ください。「分野別 安全・安心の方針」の項目として、「延焼遮断帯と洪水被害軽減」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「延焼遮断帯については、本中間報告案で方針を示していること、洪水被害軽減については、計画的に対策を行っていること」でございます。

次に、13ページの番号328番をご覧ください。「分野別 生活環境の方針」の項目として、「コロナ禍での幼児の遊び場」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「幼児の遊び場については、本中間報告案で方針を示していること、関連部署にもお伝えし今後の参考とすること」でございます。

次に、番号330番をご覧ください。「その他」の項目として、「庁内検討委員会」に関する御意見をいただいております。

意見に対する検討結果は、「庁内検討委員会設置要綱に基づき、環境部門、経済部門の課長もメンバーとなっていること」でございます。

その他の意見及び検討結果については、資料及びホームページを御覧ください。

最後にメールでお送りいたしました、パブリックコメントの追加資料のPDFの3枚目から7枚目でございます。

集計に漏れがございましたので、パブリックコメントの意見及び検討結果の資料に追加いたします。大変申し訳ございませんでした。なお、追加に伴いまして、310番以降の通し番号が変更となりますので、修正いたしまして、再度ホームページに公表いたします。説明は以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。非常に多岐にわたるご意見があつて、皆さんの意識の高さが垣間見えるかなということで、すべて説明することもできないのでかいつまんでということではございましたが、何かご質問とか、これに関連してご意見がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。山本さんお願いします。

【山本委員】 どうもありがとうございます。今回漏れているものについては、実は環境市民会議という私の推薦母体からの意見が落ちていたということです。その内容については今追加がございましたが、私が委員提出資料でつけておりますのでこれを読んでください。

この環境市民会議というのは条例に基づいて設置されておりまして、会員数が現在ちょっと減って35人です。市がいろいろおやりになっている環境保護に参加して協力している、野川のクリーン作戦ですとか、そういうものに協力されている市民の方々が作っている団体です。したがって非常に重要な意見を出しているというように私は思っておりまして、それがちょっといろいろ行き違いがあつて、なかったことにされそうになってしまったので、これは策定委員の皆さんの議論のたたき台にもなりますし、市民にも広く公表しているものですから間違いがあつては困りますので、先ほど事務局のほうから謝罪もありましたが、もう二度とないようにしていただきたいということです。

それはそれで、今概略で説明がございましたが、私の提出した資料で、マスタープランに対するパブリックコメント、市の見解、我々の見解というのが一枚物であると思います。これは画面で出ますでしょうか。要するに市側の説明は分野別で何があつたというだけで詳しいことはわかっていないので、市民団体「小金井崖線の自然を守る会」という方々から提供がありました。この久山さんが代表なのですが、国連の事務局長補をされて、国連大学にも関係している方でして、客員教授もされていましたが、国際的な環境問題に非常に造詣の深い方です。その方々から意見をいただきまして、データを提供していただきました。

ご紹介をしておきますと、今回のパブコメ、これは延べで312件だったという説明がありました。が、平成2年には小金井市で色々なパブコメで出ているのが平均で34件らしいんです。それと比べますと今回のこの都市マスタープランがいかに関心を集めているかということです。10倍、もしくは

は10倍近いような意見が寄せられたということなんです。いかに市民が都市マスタープランに関心を持っているかということです。

それで、内訳なのですが、これもカウントの仕方によりますが、小金井市役所のほうは道路に関しましてですが、反対が93%、賛成が7%だったという試算をされています。これは何を組み入れるかによってちょっと違っていて、ある市議会議員の方の説明ですと95%が反対、もしくは見直しで、5%だけが支持だったと。概ね93から95%が反対で、5%から7%が賛成の意見であったという、そういう数値が示されております。要するに数値だけで見ると反対が圧倒的であったということです。これを受けて、6月議会で小金井市はこの反対の多さを見まして、「反対意見が多かったということをも重く受け止めている」という意見表明をされました。

それから2つ目は、これは若藤部長さんのほうから議会で説明がございましたが、今日は6回ですが、「第8回の策定委員会に向けて文言を修正していきたい」という表明がありました。したがって、中間報告で出されている11路線を3つの考え方でというものが変化させるということをもう既に表明されています。

私が考えますに、表面的な訂正ではなくて、究極的には西岡市長さんがどういう態度を取られるかということに集約されると思います。西岡市長さん自体も「策定委員会、市民協議会、さらに中学生が入ったもの、市民参加の動向を踏まえながら判断していきたい」ということを議会で述べられています。要するに、反対が圧倒的に多かったという民意をいかに反映させながら軌道修正を図っていくかということが問われていまして、これは策定委員の方々のそれぞれの意見というものを活発に出していただいて、この第8回の文言の修正というものに責任を持ってつなげていっていただきたいなと思います。とりあえず以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。若藤委員、今お名前も出ましたので、コメントをいただきたいと思います。

【若藤委員】 実際に今ご紹介いただいたように第8回に向けてこの文言の修正というのは1つあるかと思うのですが、その内容につきましては、この場でいろいろとまた今後皆さんと協議していただきたいというところがございますが、詳細について何か事務局のほうであればまたちょっとお答えをさせていただきます。

【野澤委員長】 事務局に振られましたので、事務局お願いします。

【事務局】 今山本委員からご意見を頂戴しましたので、事務局のほうから改めてご説明させていただきます。

委員提出の資料を出していただきましてありがとうございます。大きく3点のマスタープランにつ

いての具体的な修正案というのをいただいています。これにつきましては市長も見ておりますので貴重なご意見として受け止めさせていただいております。

それで、先ほど記述の変更について山本委員からご説明をいただきましたので、改めて事務局のほうから都市計画道路の書きぶりについての考え方を改めてご説明させていただきます。

その考え方でございますが、ポイントは2つあると考えています。まず1つ目のポイントですが、マスタープラン策定に際しまして、市民参加の機会を非常に多く設けてまいりました。今回のパブコメもそうでございます。こういった市民のご意見をもとに事務局案を作成するというところでございます。

もう1つのポイントは、その事務局案をもとに本策定委員会でご協議いただきまして、その結果を尊重してまいりたいということでございます。

まず1つ目の市民からのご意見ですが、これまで優先整備2路線を含む都市計画道路に関して多くの方から否定的なご意見はいただいておりますが、一方で整備推進のご意見も寄せられていたということでございます。それにつきましては本策定委員会でもお示しをさせていただいております。具体的には3000人の都市計画マスタープランの市民アンケートであったり、無作為抽出の3000人の2路線アンケートだったり、そういうものでございます。市民協議会の結果でも否定的なご意見をいただいておりますが、肯定的なご意見もいただいております。そのような状況がありましたので、マスタープランでの案といたしましては3つの文章で示したということでございます。

2つ目でございますが、本策定委員会でのご協議の中でも整備反対というようなご意見もいただいておりますが、一方で反論の余地があるのではないかと、あるいは賛否の議論は本策定委員会に関係ないのではないかと、事務局のたたき台の表現が限界ではないかというご意見もいただいております。そういったことから中間報告（案）ではあのような案をお示しさせていただいたということでございます。

以上のような経過がございますので、マスタープランでの表現の仕方につきましては限界があると考えております。本日も山本委員から資料を頂戴しておりますので、そういったことももちろん参考にさせていただきたいと思っておりますが、そのほかにも都市計画審議会ですとか、中学生検討会についても本日は資料を提出させていただいております。その中にも都市計画道路の考え方についての内容が盛り込まれておりますので、そういった点についてもぜひご確認をいただきたいと思いますと思っております。事務局といたしましては、これまでいただいております1つ1つのご意見を尊重してまいりたいと思っておりますが、先ほど委員からご紹介いただいたとおり、第8回の策定委員会に修正案を出してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

【野澤委員長】 若藤さんどうぞ。その後、谷さんお願いします。

【若藤委員】 今道路整備に関してのお話をさせていただきまして、実は私も事務局であったり、委員であったり、都市整備部長であったりということで、なかなか発言するのに難しいところがあるのですが、例えば道路整備に関しましては先ほどから例えば税収の話だったり、公共交通の話だったり、コロナの話だったり、今後高齢者、子育て世代、障がい者や児童生徒の通学路だったりということでは、本当に道路整備は都市整備部としてはいろいろと期待しているところがある。一方で、今いろいろとお話がある環境の話だったり、生態系の話だったり、例えばコミュニティの分断であったり、そういったお話もいただいているところなので、そういったところで皆様にいろいろとお話をお伺いしたいなというところがございます。以上でございます。

【野澤委員長】 わかりました。

じゃあ、谷さん先ほどからお手が挙がっていましたのでお願いします。

【谷委員】 谷でございます。ありがとうございます。今山本委員から市長が表明しているとか、マスタープランの修正を表明している人がいるというお話を聞きました。こういう人がいるから検討しようというのであれば議論が拡散するので、議論の土台を確認しないと進まないと思っております。そういう意味では市長の表明がちゃんと言葉として出てきてからでないとなんか我々は検討できないかなと思っております。先ほどの事務局の説明とかぶる部分がございますが、これまでの検討会議の議論を確認したいと思っております。

まずマスタープランは長期のスパンの取り組み方針を検討するもので、道路整備に限らず個別施策を検討する体制にはなっていません。例えば現状視察、過去の経緯分析、環境アセスメント、対策の立案などは市役所の各部局が行うもので、マスタープランで個別施策の内容に踏み込むと適正な判断を損なうおそれがあるというような指摘がありました。今回いただいた資料5-3、令和2年小金井市都市計画審議会には、「東京都の施工する道路について小金井市にはできることとできないことがある」という指摘が書かれています。

資料5-3、4ページには宇於崎会長の指摘が書かれております。どのように書かれているかというと、「本2路線は東京都道であり、その整備は東京都施工であって、市の都市計画マスタープランで何らかの表記を行ったとしても、その整備方針について影響を与えることはできない。中間報告で示された表現は東京都への対応を行っていくという意味が伺え、現時点では了とすべきと考える」ということです。これをマスタープランでもできる範囲で書いているぞというようなご指摘なんです。今、山本委員提出の資料の環境市民会議の市長宛意見書の意見の要点としてまとめておられます記述変更については、記述変更をしてもしなくても個別施策として検討できる状況になっていると思っております。

ます。都道を所管する東京都に意見書を提出していただいて、それを市役所がコメントするという形のほうが効果があるのではないかなと思っております。

2つ目が道路整備についての議論をバランスよく行うためにはメリットの話もしなければなりません。メリットとデメリットを比較した上で比較衡量をしてこっちだというようにやらないと、一般の方には議論が一面的だと言われると思っております。そういう意味ではメリットとバランスを並べるという作業が判断には不可欠です。

道路が整備されることのメリットは、それぞれ区画ができますので歩行者と自転車の安全レベルが上がります。道路が広がることで防災への備えが向上します。敷地を提供することで住宅の建て替えが進むことで火災や倒壊の耐用レベルが向上します。救える命が救える体制になるという考え方が成立すると思っております。

そして、道路整備工事で小金井市の景観や名所を形づくることができます。私は東京に来て名所と言われるところを見て回ったのですが、ほぼすべてが人工的に作られたものでした。鳥取の鬼太郎ロードに飾られている水木しげるさんの妖怪の飾りとか、小金井駅の南口のしあわせ地蔵も私は名所と思っています。これらを道路整備のときに調和の取れた形で実現することができます。「自分の家が〇〇の近くにある」という説明をする人は必ず嬉しそうな表情をされていると僕は思っておりまして、そういう意味では景観を損なうものではなく、景観を引き立てるものを一緒に作ることもできるというようなことも片方で議論しつつ、それに比べてデメリットはこれなのだという冷静な議論が必要なのだろうなと思っております。

いずれにしてもこれまでの議論はそういう議論でございました。もし今回の動きで市や事務局、市長の意見でどうこうというのなら、またそれは我々は受けて考えなければいけないと思うのですが、以上のように今は思っております。以上です。

【野澤委員長】 今、谷さんのご発言の中で都計審の話も出てきましたので、事務局から資料5-1、5-2、5-3について簡単にご説明をしていただいたほうがいいかなと思っておりましたのでお願いできますか。

(2) 市民説明会・都市計画審議会の主な意見について

【事務局】 それでは事務局より、市民協議会、市議会全員協議会、都市計画審議会の主な意見についてご説明をさせていただきます。

まず資料5-1をごらんください。初めに訂正が1点ございます。1ページ目の日時が「令和2年」となっておりましたが、「令和3年」の間違いでした。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございま

せんでした。

市民説明会はパブリックコメント実施中に計4回実施し、中間報告（案）の内容について市民の皆様様に説明いたしました。2月27日（土）に東小金井開設記念会館（マロンホール）で15名、2月28日（日）に宮地楽器ホール、大ホールで27名、3月2日（火）に市民会館（萌え木ホール）で6名、3月13日（土）に同じく市民会館（萌え木ホール）で7名と合計55名の方に参加いただきました。主な意見としましては、都市計画道路に関する質問が多く出ておりました。詳細については資料をごらんください。

続きまして、資料5-2をごらんください。令和3年3月4日に実施した市議会全員協議会の結果でございます。各分野について道路、将来ビジョン、SDGs、先端技術、土地利用、交通、景観などについてさまざまなご意見をいただきました。詳細につきましては資料及び市のホームページに全文が公開されていますので、そちらをごらんください。

続きまして、資料5-3をごらんください。都市計画審議会への報告でございます。書面開催で7名の委員から各分野に対してさまざまなご意見をいただいております。

なお、4ページ目の下段をごらんください。先ほど谷委員からちょっと紹介があったのですが、都市計画審議会の会長の宇於崎会長から意見をいただいております。都市計画道路について、一部委員より提起された、3・4・1号線、3・4・11号線に関して、市長・議会・市民の強い要望があることは理解できる。一方、2路線については都道であり、都市計画マスタープランに何らかの表記を行っても、その整備について影響を与えることはできない。本文の「なお、社会経済情勢」以下の表現が議会・市民要望に応じ、東京都の整備方針への対応を行っていくとの意思が伺え、現時点ではこの一文において了とすべきと考えるところでございます。詳細については資料をごらんください。

市民協議会、市議会全員協議会、都市計画審議会の主な意見については以上となります。

【野澤委員長】　　ということで、第8回までにあと7回、8回とありますが、少し文言修正もしながらもう少し議論をしていく必要があるかなとは思いますが、今日さらにご意見があれば1つ、2つ伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。山本さんどうぞ。

【山本委員】　　このまま継続してご議論願いたいと思っています。都市計画審議会の話も存じております。

ただ、今回のパブコメでは、93%から95%の市民が反対を表明しているわけです。これは重く受け止めざるを得ないと私は思います。

それで、東京都では第4次の事業化計画で、3・4・11号線に限定しますが、必要性があるとい

う判断をされた。国交省からまた都市整備路線で各都道府県に見直しをなさいという指導があったときにも東京都は見直しをしたのですが、結局都全体で2路線しか見直しとか廃止になっていないわけです。つまり東京都はもう見直しをするつもりはないということのようです。道路整備率が非常に全国と比べて低いという主張があったり、木密住宅の対策ということもあるとは思いますが、この3・4・11号線については、先ほど来小金井市のマスタープランで緑を増やしていくような創造的な観点も取り入れなければいけないという話もありました。

パブリックコメントをいろいろ見ていきますと、東京都が言った、一部の委員の方がおっしゃっているような防災とか、いろんな例に必要性はあるということを知っている市民もいらっしゃるんです。ただ、必要性はあるのだけれども、それを上回る価値が国分寺崖線の保全にあるのだというご意見があります。例えば番号で言いますと217、読みますと、「中間まとめに必要に応じて検討するとありますが、不要か必要かと言われたら道路は必要なんです。あれば便利ですから。でも、それに勝るはけと野川の自然を守るという重要なことがあるから、3・4・1号線、3・4・11号線は見直すべきなのです」とこういう意見なんですよね。つまり二項対立を既に乗り越えたような意見が市民のほうから出されている。これは何本かこういうご意見があったというように私は承知しております。

東京都のほうは現状では見直すつもりはないようですが、つまり4次優先整備路線の策定、もしくは国交省から言われた見直し、2つでやっていますのでなかなか厳しいと思います。前回の第5回策定委員会紹介しましたように調布市さんは市施行ではありますが、第3次で優先整備路線に決まったものを市独自に市民と対話をしながら、結局はけの保全が非常に重要であるという視点に立って、計画検討道路という位置づけをして評価を0.5ポイント下げたわけです。それを東京都が見ていて4次で検証した結果、つつじヶ丘の道路については優先整備路線から落としたわけです。

市民のほうからこれだけ強い反対の声があって、第8回策定委員会の修正に向けて文言を変えていくと。これは西岡市長なり事務局のほうで他市の例も見ながらじっくり考えて、都道ではあるのですが、本当にそのままでもいいのかどうか。これまで4次の事業化計画で市町村の意見を聞く機会があったけれども、田部井さんの前の課長さんは発言は一切していませんという話だったようで、今回、都が主催した区域マスタープランについても発言はしなかったということで昨年12月に市議会で紛糾しているわけです。都市計画法では5条ないし19条あたりで市町村が都市計画を作るときは、広域と齟齬があった場合は都道府県といろいろ協議できるという規定もあると思うんです。だから市が意見を主張してはならないということではないし、ましてや地方分権で基礎自治体の権限ははるかに大きくなっているわけですから、これだけの反対を踏まえれば東京都ないし建設局と話をして見直しの協議を実際に行っていかなければいけない。

私は環境団体の方といろいろつき合いがあるものですから、先日ちょっとびっくりしたのですが、「山本君、この反対で道路を通すようなマスタープランを作るのだったら、君それは犯罪行為だよ」というように脅されてしまいました。突き上げですね。住民に間にはそれぐらいのすごいエネルギーがあって、それで今回こういうパブコメの結果になっていると私は思います。

ですからそこも踏まえて、可能な限り3・4・11号線、武蔵野公園の緑は都民の財産でもありませんし、国交省のガーデンツーリズムというものにも指定されているところなんですよ、あの野川の一帯というのは。だから国交省のほうでも価値があるというように認めているわけです。その辺も踏まえながら理性的な判断というものをしていく必要があるし、各委員の方にはそれをどのように反映させていくのか、もしくは駄目だよと言うのか、その辺をきちんと考えを出していく責任があると思うんです。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。時間がもう12時なのですが、谷さん、一言だけお願いします。

【谷委員】 「犯罪行為」というのは大変怖い言葉で、私が何か言うと後で身の危険を感じたりしないのでしょうか。以上です。

【野澤委員長】 それは大丈夫だと思います。

【谷委員】 ありがとうございます。あと一言だけ、すみません。僕は京都なのですが、共産党支持の蜷川府知事と自民党支持の知事とかが行ったり来たりした地域に住んでおりました。行政というのは上の方向で右にも左にも変わります。継続的に安定した住民、市民、もしくは区民が判断するときには理性的な議論を積み上げて、こういうことを比較衡量してこうなったということを示していかないと右に左にぶれてしまって結構難しくなると思っております。例えばダムを作る、作らないという話も含めてそうなんです。

現在お出しいただいている資料を見ると理性的に書かれているような気がしないんです。二項対立を何とかという話は、思いはすぐわかるし、そうなのだろうと思うのですが、マスタープランというのは理性で作る資料なので、これでこうなのだというロジックをぜひお示しいただかないと、今は手続きがあって、施行が東京都で、住民が反対している。ここではなかなか議論が進まないの、ぜひ建設的な議論をお願いしたいと思っています。以上です。

【野澤委員長】 わかりました。次回、次々回に向けて私も事務局と相談しながら進め方も含めて検討したいと思います。意見としては貴重なご意見を多々いただいたということで了解していますので、今後も審議のほどよろしくをお願いしたいと思います。

では、もう1つございますので、それをやってしまいたいと思います。

(3) 小金井市都市計画マスタープラン中学生検討会の結果について

【野澤委員長】 中学生検討会の結果について事務局からお願いいたします。

【事務局】 続きまして「(3) 小金井市都市計画マスタープラン中学生検討会の結果について」になります。資料6-1をご覧ください。

最初に訂正がございます。3ページ、中ほどの日時ですが、令和3年3月25日(月)となっておりますが、3月29日(月)に訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

では本題に戻ります。こちらは令和3年3月29日(月)に行った、中学生検討会の開催結果になります。

2ページをご覧ください。令和2年11月に市内市立中学校5校の中学2年生、全生徒を対象に「中学生のみなさんへのまちづくりアンケート」を実施しました。その結果を事前課題とし、検討会参加者の生徒には自分の学校の結果を確認していただきました。

次に3ページをご覧ください。中学生検討会は、将来のまちづくりに対する若い世代の意見を把握するため、各校の中学2年生からの代表者15名を3グループに分けて実施しました。

次に4ページをご覧ください。【ワーク①】では学校ごとの5つのグループに分かれ、アンケート結果を各校毎の意見をまとめました。

【ワーク②】では、各校がA、B、Cの3つのグループに分かれ、各校の意見を持ち寄り、意見交換を行い、最後に将来のまちの姿を表現するキャッチコピーを作成しました。

5ページから7ページが各グループの結果をデータ化したものです。

Aグループのキャッチコピーは「都会といなかのハーフなまち～活気と暮らしやすさが一体化された、文化・歴史とデジタルのハーフ(新旧の共存)～」、Bグループは「自然と都会が共存した個性豊かでのんびりしたまち」、Cグループは「今も未来も都会と豊かなみどりが共生し充実したまち！」でした。

中学生からの意見として、特に多かったのは、「ボールが使えるスポーツ施設が欲しい」、「図書館や自習できる場所が欲しい」という意見が多く出されました。8ページ以降は実際に使用した意見交換用紙となります。詳細等については、資料をご覧ください。

次に、資料6-2をご覧ください。先ほどご説明しました中学生の皆さんへのまちづくりアンケート調査結果の総括になります。

左上段の「1概要」をご覧ください。637票の回答があり、回収率は92.9%でした。また、右上段には多かった意見をまとめております。

各校の詳しい内容については、資料をご覧ください。

中学生検討会の説明は以上になります。

【野澤委員長】 ありがとうございます。中学生とは思えない立派な意見、アウトプットが出てきておりますが、こうした子どもたちの将来が明るいものになるように今の都市づくりをしていかなければいけないなというように気持ちを新たにしたところがございますが、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

今日の前半で出ていた利便性もありながら緑豊かな「ハーフ」という言葉を彼らは使っていますが、そういう意識を持っているということと、あとは中学生なりに居場所が欲しいということの訴えかなというように思いました。よろしいでしょうか。こういったものをぜひマスタープランの中にも具体的に反映していきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議事は以上ですかね。事務局から何かございますか。

【事務局】 事務局です。2点、事務局からご案内がございます。

1点目はWeb開催についてでございます。本日のWeb開催は、皆様いかがだったでしょうか。何か運営上ですとか、進行上の改善点などがありましたら、次にWeb会議を行う際の参考とさせていただきますと考えておりますので、ご意見やご感想などありましたらお願いいたします。後日でも結構ですので何かお寄せいただければ参考になります。

次に2点目でございますが、今後の工程についてでございます。現在画面に工程表を表示させていただいております。昨年度に緊急事態宣言が発出された際は、目標である令和4年3月の策定期を延期することなく進めてまいりました。4月に発令された第3回目の緊急事態宣言の延長に伴い、5月に予定していた第6回策定委員会と市民協議会の日程が延期になりました。そのため今後のスケジュールを再検討したところ、予定していた令和4年3月までに都市計画マスタープランを策定することが難しい状況となっております。現在お示ししている工程は令和4年8月の策定を予定しております。今年度は第7回策定委員会を10月上旬、第8回策定委員会を11月上旬、その後パブリックコメントを実施し、第9回策定委員会を3月下旬ごろに予定しております。また、令和4年度につきましては、第10回策定委員会を5月下旬、第11回策定委員会を7月下旬にそれぞれ予定しており、8月の策定を目指しております。

また、これまでの策定委員会は平日の日中で調整を行ってまいりましたが、今後は平日の夕方以降や休日等も視野に入れて日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。当初の予定が延期されることで皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、引き続きよろし

くお願いいたします。

なお、次回の第7回策定委員会は次第の下段にも記載しておりますが、10月上旬を予定しております。開催日時の詳細等につきましては別途開催通知にてお知らせさせていただきます。事務局からは以上でございます。

【野澤委員長】 ありがとうございます。今の件、スケジュールが少しまた延びたということですが、それも含めて、今日、全体を通して何かご質問、コメントがありましたらお願いいたします。若藤さん、どうぞ。

【若藤委員】 先ほどの中学生検討会のところに戻ってしまうのですが、時間の関係上かなり短かったのですが、中を読ませていただくとだいぶ本当に一生懸命なご意見だとか、そういった感想が伝わってくるので、皆様もどうかまたごらんいただければなと思います。以上です。

【野澤委員長】 ありがとうございます。私もそのように感じていましたので、しっかりと読み込みたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。全体を通して、よろしいでしょうか。

また時間内には終わりませんでした、大事な議論がいくつもあったと思います。今後に向けての宿題も出たのかなというように感じておりますので、さらにまた検討を進めて次回お諮りをしていきたいと思います。

それでは、これもちまして本日の都市計画マスタープラン策定委員会は終了したいと思います。長時間にわたりましてご参加いただきましてありがとうございます。お疲れさまでした。

以上